

豚流行性下痢（PED）が発生した農場（今期2例目、3例目）の 非発生農場への復帰について

平成28年8月12日（金）
農政部生産振興局畜産振興課

道内において、今期（昨年9月以降）、豚流行性下痢（PED）が発生した農場が非発生農場へ復帰しましたのでお知らせします。

○ 農場の概要

1 2例目について

(1) 場所 後志管内・仁木町

(2) 経過

ア 平成28年6月10日（金）、当該農場で哺乳豚に下痢を確認。

イ 検査の結果、6月16日（木）、豚流行性下痢（PED）と診断。

ウ 6月16日（木）、農場内全体で症状がみられなくなったとの連絡を受けたことから、家畜防疫員が臨床検査により判断。

エ 以降、8週間（56日間）が経過したことから、8月11日（木）、非発生農場に復帰。

2 3例目について

(1) 場所 上川管内・旭川市

(2) 経過

ア 当該農場で哺乳豚の死亡が散発したため、平成28年6月13日（月）、検査を実施。

イ 検査の結果、6月16日（木）、豚流行性下痢（PED）と診断。

ウ 6月16日（木）、農場内全体で症状がみられなくなったとの連絡を受けたことから、家畜防疫員が臨床検査により判断。

エ 以降、8週間（56日間）が経過したことから、8月11日（木）、非発生農場に復帰。

（参考）「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（関係部分抜粋）
（平成26年10月24日農林水産省消費・安全局）

4. 防疫措置

(5) 非発生農場への復帰の考え方

発生農場は、農場内全体で症状がみられなくなったことを家畜防疫員が臨床検査により判断した時点から8週間（56日間）経過した場合、非発生農場と同様の扱いとすることができる。

5. 発生農場情報の共有

(2) 都道府県による情報の提供

都道府県は、4（5）に基づき非発生農場に復帰した場合には、適宜、その旨を情報提供する。